

高浜市障がい者福祉計画（第6次）・高浜市第8期障  
がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委  
託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

高浜市役所福祉部 介護障がいグループ

高浜市障がい者福祉計画（第 6 次）・高浜市第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1. 目 的

高浜市では、障害者基本法第 11 条に規定する高浜市障がい者福祉計画（第 6 次）（令和 9 年度～令和 14 年度）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく第 8 期高浜市障がい福祉計画（令和 9 年度～令和 11 年度）・児童福祉法に基づく第 4 期高浜市障がい児福祉計画（令和 9 年度～令和 11 年度）の策定業務を委託するにあたり、豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者から提案された企画等を審査・評価する公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務名及び業務概要

### (1) 業務名

高浜市障がい者福祉計画（第 6 次）・高浜市第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

### (3) 見積上限額 9,558,000 円(税込)

ただし、令和 7 年度分として 4,441,000 円(税込)を、令和 8 年度分として 5,117,000 円(税込)をそれぞれ上限とする。

### (4) 支払方法

令和 7 年度分として、年度末の出来形検査終了後 4,441,000 円(税込)を上限とし、また令和 8 年度分としてすべての業務が完了し、完成検査終了後 5,117,000 円(税込)を上限とし、それぞれ支払うものとする。

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、公示日現在において、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度の高浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

- (7) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から受託予定者として決定を受けた日の前日まで指名停止措置を受けた場合は、資格を失うものとする。
- (8) 過去5年間（令和2年度から令和6年度）に地方公共団体へ同様な業務を誠実に履行した実績のある者であること。

#### 4. スケジュール

| 実 施 内 容           | 実 施 期 日            |
|-------------------|--------------------|
| 実施要領、仕様書の公表       | 令和 7 年 5 月 30 日（金） |
| 参加表明書の提出期限        | 令和 7 年 6 月 6 日（金）  |
| 質問書の提出期限          | 令和 7 年 6 月 13 日（金） |
| 質問書の回答期限          | 令和 7 年 6 月 20 日（金） |
| 企画提案書の提出期限        | 令和 7 年 6 月 27 日（金） |
| 一次審査（書類審査）※実施する場合 | 令和 7 年 6 月 27 日（金） |
| プレゼンテーションの実施      | 令和 7 年 7 月 4 日（金）  |
| 選定結果の通知           | 令和 7 年 7 月 10 日（木） |

提出期限については、午後5時までとする。ただし、土日祝祭日を除く。

提出場所については、高浜市いきいき広場福祉部介護障がいグループとする。

#### 5. 提出書類等

##### (1) 参加表明書の提出

- ①参加希望者は、参加表明書（様式第1）を提出すること。
- ②提出方法については、必要事項を記入・押印し、PDFデータを電子メールに添付して、事務局メールアドレス宛に提出すること。
- ③提出の際はメールの件名に【高浜市障がい者福祉計画（第6次）・高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託参加表明書（事業者名）】と記入し、電話にてメールの受信確認を行うこと。

##### (2) 質問書の提出

- ①質問については、質問書（様式第2）を提出すること。
- ②提出方法については、事務局メールアドレス宛に電子メールで提出すること。  
その際、メールの件名の頭に【高浜市障がい者福祉計画（第6次）・高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託質問書一提案者名】を記入し、送付すること。なお、電話にてメールの受信確認を行うこと。

##### (3) 質問書の回答

- ①参加表明者（辞退者は除く）に電子メールにて回答する。
- ②質問に対する回答については、本要領及びその他配布された提供資料の追加または修正とみなす。

##### (4) 企画提案書の提出

- ①提案者の概要（様式第3）  
提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入すること。
- ②業務実績調書（様式第4）

令和 2 年 4 月 1 日以降に、当該業務と同様な業務を受託した実績等を記入すること。

③業務実施体制調書（様式第 5）

本業務に従事する担当者の配置計画及び配置する各担当者の担当する業務内容、関連業務の実績、経験を記入すること。また、本業務の業務責任者、担当者等の所属、役割等の体制及び特徴を記入すること。

④業務についての提案（様式任意）

提案には、次に掲げる事項及び業務委託仕様書により提案を求めている事項については、必ず記入すること。

⑤計画策定までのタイムスケジュール（様式任意）

作業内容別に区分したスケジュールを明瞭に記載すること。

⑥見積書及び見積内訳書

⑦提案書の電子データを保存した CD-ROM 又は DVD-ROM

⑧提出部数については、各 10 部（原本 1 部、副本 9 部）とする。

⑨提出方法については、事前に電話連絡のうえ、直接持参にて提出すること。

⑩参加表明者からの提出辞退

提案を辞退した場合、他の案件での入札において不利益な扱いを受けることはありません。なお、提案書の提出を辞退する場合、参加辞退届（様式第 6）を企画提案書の提出期限の前日令和 7 年 6 月 26 日（木）までに直接持参にて提出すること。

⑪提案のための費用については、すべて提案者の負担とする。

⑫提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記入された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

⑬提出された提案書等は、一切返却しない。

⑭提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

⑮提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないこととするが、高浜市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密などを公開されることにより、貴社が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるものとする。

## 6. 審査及び評価

### (1) プレゼンテーション

①審査にあたっては、参加表明者によるプレゼンテーションの実施を予定している。ただし、参加表明者が 4 者を超える場合は、一次審査としてプレゼンテーション実施前に事務局が企画提案書等の書類審査を実施し、当該審査を通過した参加表明者にのみ、プレゼンテーションへの参加を認める。

②一次審査の実施の有無等詳細については、令和 7 年 6 月 27 日（金）18 時までに通知する。

③一次審査を実施する場合、一次審査の結果は令和 7 年 7 月 1 日（火）12 時までに通知する。

④会場については、本市が指定する場所とする（別途、通知する）。

⑤プレゼンテーション等の説明は、業務実施体制調書（様式第5）に記入された配置予定者のうち、原則として、業務責任者が行うこと。

⑥1者の持ち時間は、説明20分以内とし、質疑を含め計30分以内とする。

⑦パワーポイント等プレゼンテーション用アプリを使用する場合は、前日までに事務局に連絡すること。

当日に使用するパソコン、データについては参加者が持参する。

（スクリーン及びプロジェクターは発注者が準備する。）

## (2) 審査方法

高浜市障がい者福祉計画（第6次）・高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務受託候補者選定委員会に

おいて、提案書・プレゼンテーション等の内容により、別紙評価基準に基づき審査及び評価を行い、導入候補者及び導入候補次点者を決定する。

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、参加表明者（辞退者は除く）に書面にて通知する。

## (4) その他

審査の経緯及びその内容に関してのいかなる問合せにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

## 7. 契約について

導入候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、導入候補次点者との協議を行う。契約締結後、受託者に本提案における失格事項、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

## 8. 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合、公募型プロポーザル方式を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合、当該公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

## 9. その他

この要領は、令和7年5月30日から適用し、選定された業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

## 10. 事務局

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地（いきいき広場）

高浜市いきいき広場 福祉部 介護障がいグループ 担当者：青野・前田

電話番号 0566-95-9557、FAX 番号 0566-52-7918

E-mail kaigo@city.takahama.lg.jp